

会長	局長	主幹兼係長	係

令和3年度  
〔天城町農業委員会〕  
11月定例総会議事録

署名委員 奥 好生

署名委員 岩元 聡

# 天城町農業委員会 11月定例総会議事録

1 開催日時 令和 3年 11月 15日 (月) 13時10分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 18名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 1名 15番田原 廣秀

5 事務局 2名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	係長	城 光寿
3					

6 参加者 0名

番号	所 属	氏 名	番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第27号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第28号 農地法第5条許可申請について
- ・議案第29号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

(3) 報告事項等

- ・報告第1号 農地法第5条の転用許可工事完了届の受理について
- ・報告第2号 県常設審議委員会の諮問結果について

開会 13時10分

議長  
(仲会長)

本日の定例総会に、田原委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。ただいまの出席委員は18人です。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立しました。

これから令和3年11月天城町農業委員会定例総会を開会します。それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、奥委員と岩元委員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。  
本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。  
よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。  
次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

議長  
事務局  
(城)

日程第3、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号89番から100番までの説明を求めます。

(事務局の説明。)

議長

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

ここで、中島会長代理と議長職を交代します。

(議長交代)

議長  
(中島会長代理)  
仲委員

それでは、申請番号89番について、担当委員の調査報告を求めます。仲委員をお願いします。

申請番号89番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。これまでヤミ小作状態でしたが今回申請しております。場所は西阿木名のファームポンドの西側になります。

皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号89番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号89番は、審議の結果、これを認めることに決定しま

した。  
議長職を仲会長と交代します。  
(議長交代)

議長  
(仲会長) 次に、申請番号90番について、担当委員の調査報告を求めます。  
勝尾委員お願いします。

勝尾委員 申請番号90番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。譲受人から10月11日に相談があり見に行っていました。参考資料の2ページ譲受人の牛舎の東側でもともと譲受人が小作してありました。天城カーシティーの近くです。事業も入っており境界等も問題ありません。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号90番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号90番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号91番について、担当委員の調査報告を求めます。  
里村委員お願いします。

里村委員 申請番号91番について説明します。譲渡人と譲受人は義理の兄弟です。場所は参考資料3、4、5ページをお願いします。4か所とも畑総地域で現在キビが植えてあります。何ら問題ないと思います。  
皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号91番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号91番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号92番について、担当委員の調査報告を求めます。  
勝尾委員お願いします。

勝尾委員 申請番号92番の調査報告をします。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。10月19日に現場を確認しました。参考資料6ページになります。譲渡人の親がもともとはハウスを立てておりましたが、台風で災害を受けてなくなっております。譲受人も農業ができないということであり何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号92番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号92番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号93番について、担当委員の調査報告を求めます。  
麓委員をお願いします。

麓委員

申請番号93番に関して説明します。譲渡人と譲受人は親子になります。参考資料7～11ページ畑の確認も行いましたが何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号93番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号93番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号94番について、担当委員の調査報告を求めます。  
小林委員をお願いします。

小林委員

申請番号94番に関して説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。参考資料12ページ港川を下った場所にあります。何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号94番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号94番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。次の審議前に小林委員の退出を求めます。  
（小林委員退出）

次に、申請番号95番について、担当委員の調査報告を求めます。  
榮委員をお願いします。

榮委員

申請番号95番に関して説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。参考資料13ページ、10月25日現場を確認しております。以前より譲受人の親が借りていたそうです。地籍も入っており何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号95番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号95番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。小林委員の入場を認めます。  
（小林委員入場）

次に、申請番号96番と97番を一括審議とします。それでは、担当委員の調査報告を求めます。  
平野委員をお願いします。

平野委員

申請番号96番と97番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料14ページ永岡商店から南に過ぎてはいるところになります。隣の家を購入する際に畑も購入してほしいと相談があったの売買になります。次は参考資料15ページ、譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。町のハウスの南側と16ページ南部保育所の近くになります。登記は2筆ですが1枚畑です。畑総も入っており問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号96番と97番を一括採決とします。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号96番と97番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。ここで、議長職を中島会長代理と交代します。  
（議長交代）

議 長  
（中島会長代理）

次に、申請番号98番について、担当委員の調査報告を求めます。  
仲委員をお願いします。

仲委員

申請番号98番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。譲渡人が小作をできなくなってから譲受人が長年小作しており売買の話になっております。場所は畑総地区の南西側になります。何ら問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号98番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号98番は、審議の結果、これを認めることに決定しま

した。議長職を仲会長と交代します。  
(議長交代)

議長  
(仲会長)

次の審議前に奥委員の退出を求めます。  
(奥委員退出)  
次に、申請番号99番と100番を一括審議とします。それでは、担当委員の調査報告を求めます。  
貞山委員お願いします。

貞山委員

申請番号99番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は参考資料18ページI整備から畑総地区に入ったところにあります。以前より譲渡人が小作しておりまし。何ら問題ないと思いません。100番については譲渡人と譲受人は縁故関係ではございません。参考資料19ページこちらは草地になっていました。何ら問題ないと思いません。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号99番と100番を一括採決とします。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号99番と100番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。奥委員の入場を認めます。  
(奥委員入場)

議長  
事務局  
(城)

日程第4、議案第28号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号101番と102番の説明を求めます。  
(事務局の説明)

議長

それでは、申請番号101番について、担当委員の調査報告を求めます。  
勝尾委員、榮委員お願いします。

勝尾委員

申請番号101番に関して説明します。参考資料20ページ、カーシティーの近辺になります。現在造成工事に入っております。排水等もしっかりしており何ら問題ないと思いません。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号101番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号101番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。この案件は、許可意見として県常設審議委員会に諮問いたします。

議長

次に、申請番号102番について、担当委員の調査報告を求めます。勝尾委員、富山委員お願いします。

勝尾委員 申請番号102番に関して説明します。参考資料21ページ空港の東側この周辺が駐車場になっておりここが最後の地区になります。地籍も入っており問題ないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、申請番号102番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号102番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

議長 日程第5、議案第29号農用地利用集積計画（利用権設定）についてを議題とします。事務局に本案の説明を求めます。

事務局（城） （事務局の説明）

これから、本案に対する質疑に入ります。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これから、本案について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

議長 日程第6、諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。次に報告第1号、農地法第5条の農地転用許可による工事完了届を1件受理してあります。報告第2号、県常設審議委員会に諮問してありました農地法第4条の1件は許可されました。担当委員は、最終確認と完了届の提出まで、ご指導願います。  
以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議会  
連絡事項  
・農業祭について  
・営農技術・経営研修会について  
・地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について  
・農地集積の計画について  
・農業委員活動記録簿の記帳について  
・次回定例総会について

他に、質疑、意見等ありませんか。  
（「特になし」の声あり）

以上で本日の日程は全部終了しました。  
令和3年11月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14時10分



天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 奥 好生 印

署名委員 岩元 聡 印